



令和4年11月8日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和4年10月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者2者(2営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 坂尾、三宅、滝井

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和4年10月分 四国運輸局自動車交通部

| 行政処分等の年月日 | 事業の種類 | 事業者名称及び営業所名称 | 管轄運輸支局 | 行政処分等の内容 | 行政処分等の詳細 |
|------------|----------------|---------------------|--------|---------------------------|----------|
| 令和4年10月6日 | 一般乗用 (タクシー) | 有限会社三和タクシー 本社営業所 | 香川 | ・輸送施設の使用停止(52日車) ・文書警告 | 別添 ① |
| 令和4年10月19日 | 一般乗用 (タクシー) | 近永タクシー有限会社 本社営業所 | 愛媛 | ・輸送施設の使用停止(10日車) ・文書警告 | 別添 ② |

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

| | |
|------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和4年10月6日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 有限会社三和タクシー(法人番号2470002003282)(代表者 杉原敏充) |
| 事業者の住所 | 香川県高松市花園町1丁目2-21 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 香川県高松市花園町1丁目2-21 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(52日車)及び文書警告 |
| 主な違反の条項 | 道路運送法第27条第3項 |
| 違反行為の概要 | <p>令和4年6月28日及び同年7月14日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)苦情の処理記録の保存が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第(以下「運輸規則」)3条第2項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(5)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(8)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(9)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(10)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼を行っていたこと(運輸規則第47条の9第3項)</p> |
| 当該違反点数 | 5点 |
| 事業者累積違反点数 | 5点 |

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

| | |
|------------|---|
| 行政処分等の年月日 | 令和4年10月19日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 近永タクシー株式会社(法人番号1500002023609)(代表者 兵頭武仁) |
| 事業者の住所 | 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永956 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永956 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(10日車) |
| 主な違反の条項 | 道路運送法第27条第3項 |
| 違反行為の概要 | 令和4年7月26日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項) (2)運転者に対する点呼の実施内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第1項、第2項) (3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) |
| 当該違反点数 | 1点 |
| 事業者累積違反点数 | 1点 |

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

【自動車運送事業者の行政処分等の公表について】

1. 自動車運送事業の適正化対策

国土交通省では、自動車運送事業における事故防止の徹底と運輸の適正化を図るとともに、利用者利便を確保するため、自動車運送事業者に対して監査を実施しています。

監査の結果、法令に違反する事実が確認された場合には、厳正な行政処分等を行うとともに、その改善について指導する等の措置を講じています。

行政処分の種類には、自動車等の輸送施設の使用停止処分、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令（タクシーのみ）、許可の取消し処分があります。

また、行政処分にはいたらないものとして、口頭注意、勧告、警告があり、行政処分とこれらをあわせて「行政処分等」といいます。

2. 自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度

国土交通省では、自動車運送事業者の適正化を図るため、自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度を導入しています。

たとえば、バスやタクシーといった旅客自動車運送事業者が、道路運送法等の法令違反を犯した場合、法令の規定により自動車の使用停止が命じられます。その使用停止の日車数10日車までごとに違反点数1点を付加し、処分日前3年間の累積違反点数が50点を超えることとなるときは、当該違反行為を行った営業所の事業停止処分を、80点を超えることとなるとき又はその他の悪質な法令違反があったときは、事業許可の取消し処分を行っています。

3. 自動車運送事業者の行政処分等の公表

四国運輸局では、利用者による事業者の選択を可能にすることにより利用者利便を確保するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保を図るため、四国運輸局管内における自動車運送事業者に対する行政処分等の情報を、原則として行政処分等を行った日から3年間ホームページで公表しています。